

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 平成２８年参議院議員選挙に際して  LGBT（性的指向･性自認）をめぐる課題に関する  〜性的指向・性自認等により困難を抱えている当事者等〜  **各立候補（予定）者の政策と考え方に関する調査のお願い** |  |

平成２８年６月

平成２８年参議院議員選挙立候補者各位

性的指向および性自認等により困難を  
抱えている当事者等に対する法整備のための

全国連合会（通称：LGBT 法連合会）

共同代表一同

E-Mail：[info@lgbtetc.jp](mailto:info@lgbtetc.jp)

担当：神谷・綱島　電話：050-3736-7397

〒113-0033　東京都文京区本郷1-35-28-302

オフィスパープル内

前略

平素は、LGBT法連合会の活動や要望に対してご理解やご支援をいただき、誠に有難うございます。各立候補予定者におかれましては、参議院選挙に向けてご多忙の折り、このお願いを申し上げる事、ご容赦下さい。

当全国連合会は、平成２７年４月５日に発足し、全国のLGBT当事者団体５５団体の賛同を得て、代表５団体が中心となり、LGBT当事者を始めとした国民の、「性的指向および性自認に関する困難の解消」を目指して活動を続けてきました。（用語は次頁参照）当団体が取りまとめ公表してきた「困難リスト」及び「LGBT差別禁止法の考え方（試案）」は、「LGBTの課題を考える超党派議員連盟」を始めとする各党・各議員の検討の場にて、ご説明の機会をいただいて参りました。

当全国連合会の賛同団体フォーラム・アクエリアスが、近年国政選挙では毎回、LGBTの課題に関して各立候補者の政策や見解をお伺いする同様の調査票へのご回答をお願いしてきました。今回は、その活動を継続・発展させる形で、当全国連合会がご回答をお願いする事となりました。

選挙公約・マニフェスト等にて、貴殿のお考えをご公表のところ、重複とお考えの場合もございましょうが、最新の調査では国民の５．９％とされるLGBT当事者、またアライと呼ばれるその支援者が、各候補者の政策をよく比較して投票を決められるよう、添付の調査へのご協力を、何卒、よろしくお願い申し上げます。**ご回答いただいた内容は、当全国連合会、またはそのリンク先のサイトで公表させていただく予定にしております。**

草々

**ご回答・ご返送にあたってのお願い（重要）**

* 当全国連合会では、**主要政党の政策担当者の方**に、多少異なる調査票にて同様の調査をお願いしています。当調査票の中で、貴殿のお考えを尋ねているものと同様の設問が、政党向け調査票にもございますので、お含みおき下さい。
* 返送は基本的に下記のFAX番号二つのどちらかへと、回答用紙を送信願います。

**返信用FAX番号①：（０３）６７３５－７３９９**

**返信用FAX番号②：（０３）６３６９－４４５６**

* ご希望の場合は、下記のどちらかの方法でも、ご回答をお送りいただけます。
  + このファイル上に回答を入力いただき、下記メールアドレスへとご返送いただく。
  + 当調査票のファイルをプリントアウトいただき、回答を手書きの上、スキャンいただいて、下記、メールアドレスへとご返送いただく。

**返信用メールアドレス：info@lgbtetc.jp**

* **ご返送期日**

投票前日までご回答を受付させていただきますが、**6月27日（月）**をめどに、なるべくお早くご返送お願いいたします。

受け付け順に、ご回答内容をウェブにて、公開させていただきます。

LGBT法連合会

担当：神谷・綱島　電話：050-3736-7397　 E-Mail：info@lgbtetc.jp

〒113-0033　東京都文京区本郷1-35-28-302　オフィスパープル内

**当全国連合会の詳細： http://lgbtetc.jp/**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | この調査における **用語･概念の説明** |  |

**この調査票での用語**

|  |
| --- |
| **LGBT**（の人々/当事者）＝性的指向および性自認（＝SOGI）に関して困難を抱える人々  （いわゆる「LGBT」に含まれない人々でも、当てはまる場合がある） |

**（1）性の三要素**

●身体の性： 生物学的にオスかメスか。ある程度は客観的に判断もできる

●性自認(Gender Identity)： 自分がどの性別であるかの認識。自分の生物学的な性別と一致する人もしない人もいる

●性的指向(Sexual Orientation)： 恋愛感情や性的な関心がどの性別に向かうかの指向。異性に向 く異性愛、同性に向く同性愛、男女両方に向く両性愛等、多様である

**（2）SOGI（ソジ）とは**

Sexual Orientation (性的指向) & Gender Identity (性自認)　という英語の頭文字を取った略称

―国連、国際オリンピック委員会、また各国の法制度や正式文書では、「LGBT」ではなく、SOGI（性的指向と性自認）の語が用いてられており、差別禁止法を始めとする法制度がSOGI概念に基づいて作られている

―2011年国連人権理事会におけるSOGI人権決議で、日本は賛同国に入っている

**（3）**「**LGBT**」**という言葉とは**

便宜上、下記の4カテゴリーを総称する言葉として、近年英語圏にて使われ始め、一般に広がっている。

L：レズビアン 女性同性愛者

G：ゲイ 男性同性愛者

B：バイセクシャル 両性愛者

T：トランスジェンダー 法的な性別とは別の性自認・性表現で、生きる人々の総称

**この頁より、合計３ページにご回答いただき、FAX等にてご返送下さい。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 平成２８年参議院議員選挙に際して  LGBT（性的指向・性自認）をめぐる課題に関する  〜性的指向・性自認等により困難を抱えている当事者等〜  **各立候補者の政策と考え方に関する調査＜調査票＞** |  |

平成28年6月

LGBT法連合会

**立候補（予定）者のお名前**（　　　　　　　　　　　　　　）　　**所属政党**（　　　　　　　　　　）

（　　　　　　　　　　　　　　　　）**選挙区　　・　比例区**

**連絡用お電話番号：**

**問１** 貴殿が今回の参議院議員選挙に立候補される際の「個人の選挙公約」に、何らかのLGBT支援・権利確保政策は既に含まれていますか？将来はいかがでしょうか？　（単独回答）

１．LGBTの課題として、既に含まれている

２．様々な少数者の支援・権利確保を謳う中に含まれている　　  
３．将来入る可能性はある

４．将来入る可能性はない

５．その他（具体的に：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

**問２** 個人としての、LGBT当事者への接し方について、お伺いします。ご家族や友人からLGBTであることを、もし告白（カミングアウト）されたら、あなたはどうなさいますか？（複数回答可）

１．その人を尊重し応援したいと思う

２．距離をおきたいと思う

３．差別や偏見で苦労するだろうから、異性愛者としてや、戸籍上の性別のままで生きるように諭す

４．答えられない／分からない

５．その他（具体的に：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

**問３** LGBT支援政策の下記の①－⑦の課題各々に関して、法制度や行政がどのように対応すべきか、ご自身のお考えを選択肢1－5から選び、ご記入下さい。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 法律で義務化し、全国的に普遍的な制度とすべきである | 法律にて具体策は規定せず、行政（省庁・自治体）の裁量に委ねるべきである | 現場の裁量にゆだねるべきである | わからない | その他／  1-4から選択肢を選んだうえでの補足、等  （自由回答） |
| ① 性的指向･性自認と、LGBT当事者の直面する困難について、広く社会に教育・啓発を行う | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ② 学校教育において、多様な性を学習する事を通じて、LGBTへのいじめ・差別を防止する | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ③ 国・自治体の各レベルで、LGBT（性的指向･性自認に係る）の困難解消に向けた、基本計画を策定し実施する | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ④ 学校・職場における、LGBTへのいじめ・ハラスメントの防止体制を確立する | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑤ 困難を抱くLGBTに対する、相談・支援の仕組みを、学校・職場等に整備する | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑥ LGBTに対する（性的指向･性自認に係る）、差別や不利益取扱いを防止・禁止する法律やルールを制定する | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ⑦ 施設・職場・学校等にて、LGBTに配慮した、サービスや施設面の対応を推進する | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

**問４** 世界では、現在２０か国で同性婚が制度化され、他の多くの国・地域では同性間に適用できるパートナーシップ制度が広まっています。同性どうしの二人の場合、現行の日本の婚姻制度に当てはまらないため困難に陥る例が多く、異性間と同様・同等に、法的認知・サポートを受けられるようにする法制化を望む声が高まっています。どのような対応が望ましいとお考えですか？（複数回答可）

|  |
| --- |
| １． 同性間でも男女と同じ婚姻制度を適用できるようにすべきだ  ２． 現在の婚姻に加えて、別途同性間だけのためのパートナーシップ制度を設けるべきだ  ３． 現在の婚姻に加えて、（事実婚など異性間でも、）同性間でも利用できるパートナーシップ制度を設けるべきだ  ４． 各自治体が、条例や首長のリーダーシップにて、同性間の関係を認知する宣誓・証明等を行う仕組みを広げていくべきだ　（渋谷区、世田谷区、伊賀市、宝塚市、那覇市、等の例にならい）  ５． こうした制度は異性間のものであるべきで特に必要ない  ６． 答えられない／分からない  ７． その他（具体的に：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

**問５** 貴殿が当選した暁には、様々な困難に直面するLGBT当事者を支援する為、ひとりの国会議員としてどのような事が出来るとお考えでしょうか？　ご自由にお書き下さい。これまでのご経験や実績を踏まえてお書きいただいても結構です。

（自由記述）

* 質問は以上です。記入漏れがないか念のためご確認の上、ご返送下さい。ご多忙の中、ご協力いただきありがとうございました。